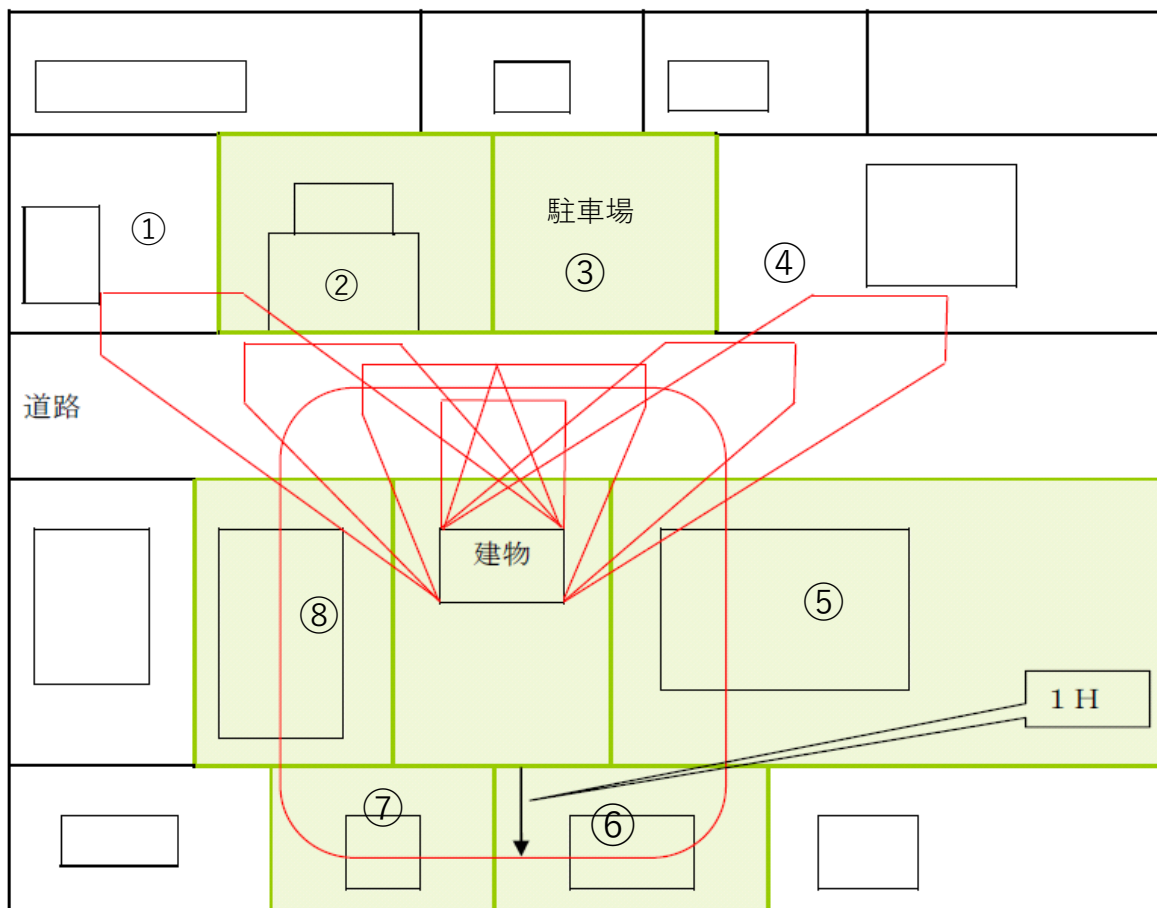


【周辺住民等説明範囲】 = 下記例、A又はB



○数字は説明結果届の6号様式（その2）とリンクさせること

- A中高層建築物等に該当しない場合…
- B中高層建築物等に該当する場合… 及び

周辺住民等 次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 当該開発地に接する土地（当該開発地に接する土地が道路であるときは、当該道路（当該開発地に接する部分に限る。）と当該開発地の反対側において接する土地を含む。）に居住する者及び土地又は建築物を所有する者
- イ 冬至において当該中高層建築物等により午前9時から午後3時までの間に日影を生ずる範囲内に居住する者及び土地又は建築物を所有する者
- ウ 当該中高層建築物等の敷地境界から建築物の高さの距離内に居住する者及び土地又は建築物を所有する者
- エ 当該中高層建築物等によるテレビジョン放送の電波障害の影響を著しく受けると認められる者

中高層建築物等 次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 浦安市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成9年条例第2号）第2条第1号に規定する中高層建築物※
- イ 第一種低層住居専用地域内に建築される建築物のうち軒の高さが7メートルを超える建築物
- ウ 第一種低層住居専用地域内に建築される建築物のうち地階を除く階数が3以上の自己用住宅

※ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物であって、高さが10メートルを超えるもの又は地上階数が3以上のものをいう。ただし、地上階数が3で、高さが10メートル以下の自己の居住の用に供する専用住宅（共同住宅形式のものを除く。）を除く。